年月日 Date 28-04-	処理通番 取扱店番号Number Office No.14 NO46 51632	処理時分 種目摘要Time12:25	Date 14 APR. 20	116	取扱番号 Handling number 7265611		
取扱内容	14 11040 01002	換算割合 Rate		Yen equivalent			
口座間送	金	USD****	*****472.0	O USD1=¥110	0.41	*52, 113 P	
			TO BE A	料金 Charge	合計 Total		
国名(銀行等所 ロシア		从出加入者住所·氏名 Name	and address of account hole	*2,500	<u> </u>	*54,613 F	
払出口座番号 Sending account number							
15110 - 12291971 広島県東広島市高屋高美が丘4丁目							
	払明細番号	3-13					
		3基可多化的总数等以每位每倍国际的 不是二十字次列等运动系统					
)# A 75 #T	東京老 山學會以後本東灣國際 以後	перапения приводя	S中央原区 (E)				
送金種類 Transfer	郵便振替口座あ to Giro account		コ座あて送金 nk account				
		是一个人的概要,却是当代的的。	100000000000000000000000000000000000000				
受取人 Payee .	おなまえ	RSHU	.1	L.I. I. I. I. L. L. L. I. I. I.	.1.1.1.1.1.1.		
	Name						
	おところ Address	98 MALC	OKHITINS	KY STR.	195196	St	
		PETERSI				33 10 F	
		I LILENDI		RUSSIA			
	口座番号	405018	Country	00.000.03			
銀行口座あて 送金の場合 Only for a Transfer to a bank account ※国により必要事 項が異なります。	Account number 受取銀行 Bank name		the contract of the contract o				
		JSC VITI		.llllllllll			
	支 Branch	OPERU:		BCKAVA CTO			
	域 行 注 所・国 名 Bank address・country			RISKAYA: STR		Deal affe	
The information required may depend	銀行コート	YTBR W	1 2 NN 15	STUPET	EK ZBN KO	KUSIIA	
on the country	* 111 1 =					A PENER	
差出人 Remitter	差 出 人 C Account number	」座番号	15110	-1229197		The second in	
	お な ま え Name	TAMIJI	YAMAMOT	011111111			
	おところ	4-3-13	TAKAYA	TAKAMIGAO	A. HIGA	: :	
	Address	25 8 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		SHIMA 7:39-		The second secon	
	THE RESERVE					200 CH	
	連絡先(電話番号) Telephone number			7			
		11.19.11.1.191.1.1				i	
通信文	※必要な場合のみご記入ください。 Message if any within these spaces.	REGIST	DATTON	FEE EMECS-	CONFE	RENCE	
Message		L L A F P II	10 12014	LIFIT FILITION	III SUNT	AV-F	
通 貨 コード Currency code (ISO Standard)	,	国際送金規定第13条(2)によ Intermediary charges or othe	り、仲介手数料等が差し引かれ charges may be deducted su	る場合があります。 bject to the article 13(2) of Terms and	「外国為替及び外国員 License in accordance with t Foreign Trade Law.	貿易法」に基づく許可等 he Foreign Exchange and	
	送金 金額 Amount	Conditions of International Pa	yment Services.	- ATE	要 Necessary	マ 不要 Not Necessary	
		Fas	4	7200	「要」を選択された場合は許可 If you check "Necessary" ple	可証等をご提示ください。 ease present your License.	
×	※具体的に日本語または 157 7名	会議参加責			許可証番号: License number	1 4 8 1 1 7 7	
区亚日的 P			11.		日付: Date 「外国為替及び外国貿易」	法」の北朝鮮及び	
remittance 1	the payment in English or Japanese.	terence par	ticipation	tel	イランに関連する規制に This remittance is not related covered by the Foreign Excha	該当しません。 to the North Korea and Iran regulations ange and Foreign Trade Law.	
ア"利田いたナ	ご利用いただき、ありがとうございました。						
このお客さま控は、お客さまのお手元にて大切に保管してください。							

国際郵便振替請求書(口座間送金用)お客さま控

₩ ゆうちょ銀行

国際送金規定

適用範囲

河川町田 次に掲げる国際送金取引(以下「国際送金」といいます。)については、この規定により取り扱うも のとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。 ○ 付託本で送今

住所あて送金

口应問送金

取扱店の範囲 国際送金は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局(以下「本支店 等」といいます。)において取り扱います。

3 (1) 住所あて送金

7 任所ので送金 住所あて送金とは、送金資金を受け入れ、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国に おいて受取人に国際郵便為替証書等と引換えに送金資金を払い渡すものをいいます。

(2) 口座あて送金

) □壁のでは並 □座あで送金とは、送金資金を受け入れ、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国に おいて受取人の銀行□座又は振替□座(以下「銀行□座等」といいます。)に送金資金を入金するも

(3) 口座間送金

○ □座園送金 □座園送金とは、振替貯金□座(振替貯金□座規定に規定する振替□座をいいます。以下「□座」 といいます。) の預り金から送金資金を払い出し、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交 換国において受取人の銀行□座等に送金資金を入金するものをいいます。

(4) 交換国

交換国とは、本邦と国際送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。

(5) 国際郵便為替証書等

国際郵便為替証書等とは、国際送金の成立後に受取人が送金資金を受け入れるために発行される国 国際郵便商店証書等とは、国際送金の成立後に受収入が送金資金の払戻しを受けるために発行っている国際郵便為替証書、小切手その他当行所定の書面をいいます。

(6) 払戻しのための為替証書等

払戻しのための為替証書等とは、国際送金の成立後に差出人が送金資金の払戻しを受けるために発行される為替証書、小切手その他当行所定の書面をいいます。

(7) 表示貨幣

表示貨幣とは、送金金額の表示に使用する通貨をいいます。

(8) 関係銀行等

) 関係銀行等とは、国際送金に関レて、当行が行う支払指図の仲介又は交換国において受取人の銀行 回座等への送金資金の受入れを行う銀行又は郵政庁等をいいます。

7 動設力等とは、国際送金に関して、条約に基づいて、当行が行う支払指図の仲介、交換国において 受取人への払渡し又は受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う郵政庁又は各国が指定した事 業体をいいます。

国別交換条件

・国別交換条件 交換国ごとの取り扱う国際送金の種類、表示貨幣、送金金額の制限、国際郵便為替証書等の有効期間 等、国際送金の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、国際送金に必要な支払指図 の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。 ・ 国際送金の取扱い

国際法金の取扱い
 (1) 国際送金の請求は、次により行ってください。
 ① 住所あて送金又は口座あて送金を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額、差出人並びに受取人の住所及び氏名その他必要事項を正確に記入して本支店等に提出してください。
 ② 口座間送金を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額、差出人並で取入の住所及び氏名その他必要事項を正確に記入し、押印(又は署名)のうえ、本支店等(差出人が自己の口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等に限ります。)に提出してメンジャン・

(2) 総合口座取引規定第3条(利用の申込み)第3項により申し込まれた口座により口座間送金の請求をしようとするときは、②にかかわらず、必要事項を記入し、押印(又は署名)した当行所定の書類に通帳(総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。④において同じとします。)を添えて本支店等に提出してください。
(3) の請求は、必要事項を記入した当行所定の書類に通帳又はカード(キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。)を添えて提出し、当該書外の押印(又は署名)に代えて、本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。
(5) 当行は、前各号の当行所定の書類(次項、第9条第1項及び第20条において「請求書類」といいます。)に記載された事項を国際送金の内容として取り扱います。
(2) 前項の請求内容について、請求書類の配職内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社(以下「当行等」といいます。)は責任を負いません。
(3) 国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及で外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律(次条第3項のにおいて「外国為替関連法規」といいます。)の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。

(5) 国際送金の講求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、 大切に保管してください。

国際送金の成立及び解除

(1) 国際法金の成立及び解除 (1) 国際送金は、当行が国際送金の請求を承諾し、送金資金及び当行所定の料金を受領した時に成立するものとします。ただし、送金資金に充てられた証券等につき、その表示する金額による決済ができなかったとき若しくはその表示する金額による払渡しを受けることができなかったとき又は口座から送金資金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出すことができなかったときは、その国際送金 の請求は、初めからなかったものとして取り扱い、当該証券等については、当行所定の方法により、 差出人控書類と引換えに返却します。

において国際医量を解除することができるもの については、当行等は責任を負いません。) 国際送金が外国為替関連法規に違反するとき

国際送金が外国為替関連法規に違反するとき
 天災、戦争、内乱、関係銀行等の資産無熱、支払停止などが発生し又はそのおそれがあるとき
 国際送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
 有項による解除の場合には、差出人控書類と引換えに当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。
 第1項及び前項による返却に当たり、提出された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて当該差出人控書類と引換えに、送金資金及び料金を返却しましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

調査請求

- 7 調査請求 (1) 差出人は、国際送金の請求後に、国際送金の処理の経過について調査を請求することができます。 この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、本支店等に提出し、 かつ、差出人控書類を提示してください。 (2) 前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定 の方法により差出人に瀕却します。 (3) 関係銀行等から国際郵便為替証書等が受取人に到着していない旨又は送金資金が受取人の銀行口座 等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、国際送金の再送の取扱い 又は払戻しをします。この払戻しについては、次条第2項から第 4 項までを準用します。 (4) 第1項の請求については、提示された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注 意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。
- the

国際送金の請求の取消し

(1) 国際送金の請求の取消しの請求をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名 押印(又は署名)のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。なお、国際 郵便為替証書等がある場合には、その国際郵便為替証書等を併せて提出してください。この場合、当 行所定の証明資料の提示その他当行所定の方法により確認を求めることがあります。

(2) 国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、住所あて送金及び口座あて送金にあっては払戻しのための為替証書等を差出人に送付し、口座間送金にあっては送金資金を差出人の口座に戻し入れます。この場合の払戻金額及び戻入金額は、国際送金の請求の際に受け入れ又は払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手 国際放金が明めいがに受け、入れているは、山口にない土田間とします。 たたら、 1903 数料等が送除される場合があります。 8) 払戻しのための為替証書等の有効期間は、その発行の日から6か月とします。

(3) 14天といためい高台証書等の月別期間は、てい発行の日からりか月ことはす。 (4) 第1 項の請求については、提示された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注 意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いま

にん。 う)関係銀行等による取消しの拒絶、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置等により資金の返戻がない場合には、取消しの取扱いができないことがあります。この場合は、当行所定の方法によりその旨を差出人に通知します。

国際送金の払戻し

払戻しのための為替証書等により送金資金の払戻しを請求しようとするときは、差出人が当該為替 1 私戻しのにめい品質証券等により返金買金の私戻しを請求しようとするとさば、差出人か当該高替 証書等に住所を記入し、記名押的「又は署名)のうえ、これを本支店等に提出してください。この場 合、当行所定の証明資料の提示その他当行所定の方法により確認を求めることがあります。 2) 前項の請求があったときは、当行所定の方法により払い戻します。この場合、提出された払戻しの ための為替証書等について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたう えば、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。 国際郵便為替証書等の再交付

(日) 海の再次付割に書号の将次付当 (1) 次の再次付割由に該当する場合は、差出人は、当行所定の方法により第6条第2項により交付した 国際郵便為替証書等の再交付の請求をすることができます。

① 国際郵便為替証書等を失ったとき ② 国際郵便為替証書等が汚染され又はき損されたため、記載事項が分からなくなったとき ② 前項の請求があったときは、当行は、送金資金が払い渡されていないこと又は払い戻されていないことを確認したうえ、国際郵便為替証書等を当行所定の方法により発行してこれを請求人に交付しま

。 (3) 国際郵便為替証書等が再発行されたときは、元の国際郵便為替証書等は、送金資金の払戻しの請求 に使用することはできません。事故の訂正

(1) 関係銀行等から事故のため送金資金の受取人への払渡し又は受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、書面により、事故の内容を差出人に通知します。

(2) 前項の通知を受けた差出人は、事故の訂正を請求しようとするときは、当行所定の方法により行っ

12 契約の終

(三) (実践)の原引 (1) 国際郵便為替証書等の有効期間内に、当該送金資金の払渡し若しくは払戻し又は当該為替証書等の 再交付の請求がないときは、この規定による為替に関する契約を終了します。なお、当該国際郵便為 替証書等の有効期間内に受取人から送金資金の払渡しの請求がなかった場合であっても、当行から差

替証書等の有効期間内に受取人から送金資金の払渡しの請求がなかった場合であっても、当行から差 出入・払戻しのための為替証書等を送付しない場合があります。 (2) 前項による契約が終了した後、払戻しのための為替証書等が送付される場合は、第9条により送金 資金の払戻しの請求をしてください。払戻しのための為替証書等が発行されない場合の送金資金の返 適の請求は、差出人が必要事項を記入し、記名押印(又は署名)をした当行所定の書類に、国際郵便 為で事等があるときはこれを添えて本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。 この場合、当行は、関係銀行等に照会するなどの調査をし、受取人へ当該国際郵便為替証書等の送金 資金の払渡しが未了であることが確認できたときは、差出人に払戻しのための為替証書等を送付しま

(3) 前項の請求については、提出された国際郵便為替証書等及び提示された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害に ついては、当行等は責任を負いません。

3 科金等
(1) 国際送金の請求については、当行所定の料金を次によりいただきます。
(1) 住所あて送金及び口座あて送金の料金並びに住所あて送金、口座あて送金及び口座周送金に係る調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、現金でいただきます。
(2) 口座周送金の料金は、差出人の口座の預り金から控除することによりいただきます。
(2) この他に関係銀行等が、送金資金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。

換算割合

国際送金の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が1銭以上1円未満であるときは、その金額を1円とします。

受取人に対する支払通貨 交換国において、受取人に対する支払通貨が表示貨幣と異なる場合があります。この場合の支払通貨、 換算割合及び手数料等については、交換国の法令、慣習及び関係銀行等所定の手続に従うこととします。 譲渡、質入れの禁止

この規定による取引に基づく差出人の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはで きません。 17 災害等による免責

次に定める視害については、当行等は責任を負いません。 ① 災害、事変、戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置等の やむを得ない事由により生じた損害

は支丸指図の発送又は払渡しにおける遅延が原因である損害については、当行等は責任を負いません。
9 通知等のための連絡先等
(1) 国際送金の取扱いについて差出人に適知レ又は照会する場合には、差出人から提出された請求書類
その他の書類に記載された住所又は電話番号を連絡先とします。
(2) 前項において、連絡先の記載の不備又は電話の不通等によって通知レ又は照会することができなく
ても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。
0 国際送金に関する情報の通知
当行は、業務を適正に遂行するため、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所、
氏名、口座番号との他の情報を関係銀行等又は受取人に通知することがおります。

1 規定の適用 (1) 国際送金には、この規定のほか、「振替貯金口座規定」及び「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

(2) 国際送金には、この規定のほか、為替規定第5条(為替金に充てることができる証券等)及び第15条(証明資料の提示等)並びに振替規定第11条(印鑑照合等)及び第12条(盗難通帳による電信振替) を準用します。
法令、規則等の遵守

この規定に定めのない事項については、条約、本邦及び関係各国の法令及び慣習並びに関係銀行等所定の手続に従うこととします。

3 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。